



### 第28回定期本部委員会 職場討議資料

#### 定期大会以降 の経過について

#### 安全・安定輸送に向け た取り組みについて

JR四国は、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、すべてに優先する最重要課題である。として、

そのような中、昨年9月11日に予讃線、伊予富田、今治間の泉川高架橋からコンクリート片が駐車場に落下する事故が発生しました。幸い、この事故による沿線住民や他への被害はありませんでしたが、一歩間違えれば重大事故につながる恐れのある事象であることから、速やかに原因究明と再発防止策の徹底を申し入れ協議しました。さらに、会社が平成25

#### 労働条件の維持・改善について

#### 1 総合労働協約の改訂等について

本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年までの未解決事項を中心とした各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月12日、「総合労働協約改訂について」を申し入れるとともに、併せて「平成26年度準組合員（エキスパート社員及び契約社員）の賃金引き上げ」について申し入れました。

- ① 労働時間短縮の実施計画について
- ② 年間119日への休日増
- ③ 育児支援制度及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
- ④ 半休制度の取得限度回数の増加及び適用勤務種別の拡大
- ⑤ 保存休暇の使用範囲の拡大及び累積限度日数の増加
- ⑥ 多様な休暇制度の新設（配偶者出産・ボラティア・リフレッシュ等）
- ⑦ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
- ⑧ 3人目以降の子の扶養手当増額
- ⑨ 夜間特殊業務手当の増額
- ⑩ B単価、C単価、F単価等の改正
- ⑪ S A S の検査・診察・治療等の対応拡充
- ⑫ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助新設
- ⑬ 制服・防寒着等の改善
- ⑭ 女性用トイレの拡充
- ⑮ 準組合員の短日勤務制度の拡充及び乗務員の専用行路の新設
- ⑯ 準組合員が休日等に勤務した場合の適用単価の見直し
- ⑰ 準組合員の生理・結婚の有給休暇新設
- ⑱ 平成26年度準組合員の賃金引き上げについて
- ⑲ エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組みました。
- ⑳ 交渉経過

下のとおりです。① 労働時間短縮の実施計画について、年間119日への休日増、③ 育児支援制度及び育児に関する短時間勤務制度の拡充、④ 半休制度の取得限度回数の増加及び適用勤務種別の拡大、⑤ 保存休暇の使用範囲の拡大及び累積限度日数の増加、⑥ 多様な休暇制度の新設（配偶者出産・ボラティア・リフレッシュ等）、⑦ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し、⑧ 3人目以降の子の扶養手当増額、⑨ 夜間特殊業務手当の増額、⑩ B単価、C単価、F単価等の改正、⑪ S A S の検査・診察・治療等の対応拡充、⑫ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助新設、⑬ 制服・防寒着等の改善、⑭ 女性用トイレの拡充、⑮ 準組合員の短日勤務制度の拡充及び乗務員の専用行路の新設、⑯ 準組合員が休日等に勤務した場合の適用単価の見直し、⑰ 準組合員の生理・結婚の有給休暇新設、⑱ 平成26年度準組合員の賃金引き上げについて、⑲ エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組みました。

側面要求を踏まえ、今後鋭意検討していくこととしたい。また、準組合員（エキスパート社員及び契約社員）の賃金引き上げについては、世間相場との差を縮減し、今年度の改定は行わないこととする。との回答がありました。

組合は、「準組合員（エキスパート社員及び契約社員）は、職場での任務や役割等は非常に大きくなっており、勤労意欲向上のためにも、今後とも賃金改善・処遇制度の確立に向けた取り組みは重要であると認識している」と訴え、持ち帰り業務対策委員会を開催した結果、現在の会社の状況等を考慮すれば、これ以上の前進は困難と判断し、同日交渉において、

① 半休は、各年度に12回以内（暦日に換算して6日以内）を限度に付与することとする。（実施時期は平成27年4月1日）  
② 保存休暇の累積日数の限度を25日とする。（実施時期は平成27年4月1日）  
③ エキスパート社員が休日等に臨時に勤務した場合の超過勤務手当の支払額は、その日の超過勤務時間1時間につきF単価の額とする。  
④ 契約社員が休日等に臨時に勤務した場合の超過勤務手当の支払額は、その日の超過勤務時間1時間につきF単価の額とする。  
⑤ 平成26年度末手当及び年末一時金について、本部は、昨年10月8日、申請第6号「平成26年度末手当の要求」及び申請第7号並びに申請第8号「準組合員（エキスパート社員・契約社員）の平成26年度末一時金の要求」について申し入れ、10月30日より団体交渉に入りました。

### 「メインスローガン」 創ろう！ 繋ごう！ 新たな次代へ！

#### 「サブスローガン」(案)

- 1 安全・安定・安心輸送の確立に向け、最大限取り組みよう！
- 2 2015春季生活闘争に勝利し、雇用確保・賃上げ・生活改善を実現しよう！
- 3 JR連合との連携を強化し、政策課題の解決を図ろう！

### 3 JR連合との連携を強化し、 政策課題の解決を図ろう！

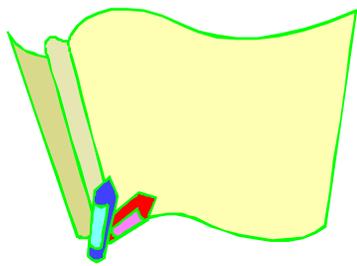
本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年までの未解決事項を中心とした各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月12日、「総合労働協約改訂について」を申し入れるとともに、併せて「平成26年度準組合員（エキスパート社員及び契約社員）の賃金引き上げ」について申し入れました。

側面要求を踏まえ、今後鋭意検討していくこととしたい。また、準組合員（エキスパート社員及び契約社員）の賃金引き上げについては、世間相場との差を縮減し、今年度の改定は行わないこととする。との回答がありました。

組合は、「準組合員（エキスパート社員及び契約社員）は、職場での任務や役割等は非常に大きくなっており、勤労意欲向上のためにも、今後とも賃金改善・処遇制度の確立に向けた取り組みは重要であると認識している」と訴え、持ち帰り業務対策委員会を開催した結果、現在の会社の状況等を考慮すれば、これ以上の前進は困難と判断し、同日交渉において、

① 半休は、各年度に12回以内（暦日に換算して6日以内）を限度に付与することとする。（実施時期は平成27年4月1日）  
② 保存休暇の累積日数の限度を25日とする。（実施時期は平成27年4月1日）  
③ エキスパート社員が休日等に臨時に勤務した場合の超過勤務手当の支払額は、その日の超過勤務時間1時間につきF単価の額とする。  
④ 契約社員が休日等に臨時に勤務した場合の超過勤務手当の支払額は、その日の超過勤務時間1時間につきF単価の額とする。  
⑤ 平成26年度末手当及び年末一時金について、本部は、昨年10月8日、申請第6号「平成26年度末手当の要求」及び申請第7号並びに申請第8号「準組合員（エキスパート社員・契約社員）の平成26年度末一時金の要求」について申し入れ、10月30日より団体交渉に入りました。

① 観光列車の車内業務従事者について、昨年7月26日より運転が開始されている観光列車「伊予灘ものがたり」の車内業務に従事する乗務員について、観光列車における接客及びサービス等は極めて重要であると認識し、モチベーション向上を図るためにも、それに相応しい勤務制度と労働条件を併せて、業務内容等に見合った適正な要員の確保についても求めました。



器等の積み下ろし等の作業、運行管理のための当該列車への自動車での併走等)に対して日当100円を職務旅費(その他乗務の旅費)として支払う。」との考えが示されました。

また、アテンダントに対する手当については、「アテンダント手当として、列車毎の発車時刻から到着時刻までの時間に応じて特殊勤務手当として支払う。」との回答を引き出しました。

併せて、「アテンダントとして雇用する契約社員」の取り扱いについては、「雇用形態はパートナリー社員(月給適用者)またはサポーター社員(時給適用者)とする。」などと、契約社員の取り扱いを適用するという内容で示された。

(2) 乗務員として勤務する社員等の妊娠時の取り扱いについて、乗務員など、列車に乗車して勤務する社員等について、妊娠が判明した場合の取り扱いについては、会社より説明がありました。

対象職種等は、動力車乗務員、列車乗務員、アテンダント、客室乗務員、その他列車に乗車して勤務する社員等で、取り扱い方として、

の妊娠が判明した場合、速やかに会社に報告することとし、それ以降妊娠中は従前の業務には就かせない。

② パートナリー社員については、本人からの申し出があり、会社が認められた場合、妊娠中においてのみ業務内容を一般事務作業とする。ただし、一般事務作業に変更した場合、その変更した月の翌月以降(月の初日に変更した場合は、当月以降)事務職の契約基本賃金に改定する。なお、一時金については、基準日現在の業務内容による。

このように、組合は業務内容であり、組合は業務対策委員会で議論し、了承しました。

5 ジェイアール四国パリの労働条件改善等の取り組みについて

(1) 安全・安心輸送に向けた取り組みについて「安全・安心輸送の確保は輸送業務の最重要課題」であることから、業務委員会や分業大会等の場において、「安全最優先」の企業風土づくりと、お客さまの命を預かる者としての職責を再認識し、安全・安心輸送の確立に向け取り組んできました。

(2) 総合労働協約改訂の取り組みについて、総合労働協約改訂の取り組みについては、36項目の要求を提出し交渉を強化した結果、昨年9月17日の団体交渉において「昇職・昇格試験の一次合格者(筆記試験)は、次年度以降は免除に向け検討する。」、「契約社員(パートナリー)が休日等に臨時に勤務した場合の単価の改善」について組合要求に沿った回答を引き出し妥結しました。

(3) 平成26年度年末賞与の取り組みについて平成26年度年末賞与の要求は、例年同様、業務委員会及び執行委員会に

現在の経営状況を踏まえたい一杯の回答であると判断し、妥結しました。

(4) 定年退職再雇用契約社員への賃金における特例措置について平成25年4月からの「改正高年齢者雇用安定法」への対応として、昭和28年4月2日以降生まれの者が定年退職再雇用契約社員として採用された場合、契約基本賃金の算定において、老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達する月まで定年退職時の基本給額を70%とされている。昭和30年4月2日以降に生まれた者への対応は、会社の経営状況等を見極めながら判断したい」と考え方が示されていました。

本部はこれを踏まえ、昭和30年4月2日以降の者への対応について、10月30日に申第11号として会社に申し入れました。

会社の回答は、11月17日の年末賞与の団体交渉の席上において、「昭和30年4月1日生まれの男性については、職場の提供と労働力確保の観点から、老齢厚生年金の受給開始年齢までの間、基本給額70%とする。なお、実施期日は平成27年4月1日とする。」との内容が示されました。

(5) 職場環境改善の取り組みについて本部は「明るく、働きたいのある職場づくり」の観点から、安全・事故防止、ダイヤ改正等の職場諸問題解決に向け、大会・集会等を出された問題点や、各分業の代表者が出席する業務委員会等で議論し、団体交渉等あらゆる場を通じて解決を図ってきました。

1 「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

私たちJR四国労組は、結成以来、今日まで「一企業一組合」に向けた組織の充実強化に取り組んできました。

組織の基本方針は、JR四国に働く全ての仲間を結集し、「組合員の雇用と労働条件を守る」体制の早期確立を図ることです。そのために、「組織体制の充実・強化を図り、魅力と活力ある組織を構築する。」ことを念頭におき、各級機関との連携を図りながら情報分析と情勢判断を行ってきました。

また、各級機関の執行委員会等を最大限に活用して職場で直面する多くの問題点の集約・整理に努め、機関の充実・強化を図りました。さらに、職場対話行動及び各種集会においては、より多くの組合員と現状認識及び問題点の共有化を図り、組合員に対する情報発信と意思統一に努めてきました。

一方、国労四国に対しては「一昨年の定期大会以降、良識ある国労組合員については組織拡大の対象として取り組みを進めてきました。」

(1) 組織の現状 JR四国労組の組織率は、JR四国では91.4%、ジェイアール四国バスでは98.1%、全体では98.9%であり、昨年の定期大会と同率であり、責任組合として当面の目標であった組織率90%台を維持しています。

(2) 組織拡大について 昨年の定期大会以降では国労より1名、中途採用者1名の加入がありました。またジェイアール四国バスでは、昨年に引き続き10月に契約社員から12名全員の組織拡大が図

2 民主化闘争への取り組みについて

JR連合は、1999年に「民主化闘争宣言」を発し、国鉄改革の残滓であるJR総連に浸透する革マル派を一掃することによって、JR労働界の分裂状況に終止符を打ち、JR連合への総結集を図るために今日まで積極果敢に運動を展開してきました。

このような中、2012年2月の最高裁判決により浦和電区事件被告7名有罪が確定する一方、JR東労組等がJR東日本会社に対して訴えた浦和電区地位確認等請求事件(民事事件)に關し、昨年10月3日に最高裁は上告を棄却し会社勝訴で結審しました。JR総連・裁判所は浦和電区事件情報開示を回避する一方で、反原発運動や非正規社員の雇用問題など、組合員の目を他に逸らし、本事件からの幕引きを図ろうとしています。組織の最大の求心力を失い、組織温存にひた走る姿を見ると運動の終焉は近いと思われます。

しかし、10月30日の衆議院予算委員会の「政治とカネ」問題などの集中審議において、安倍首相は民主党・枝野幹事長への答弁の中で「殺人や強盗を行った革マル活動家がJR総連・JR東(労組)に影響力行使している立場に相当浸透している」と厳しく指摘した上で「由々しき事態である」と警鐘を鳴らすなど、革

マル派が組織に深く浸透している実態に変わりはない、国の治安上の深刻な問題は放置されたままです。

また、JR北労組においてはJR北海道の再生に向けた取り組み、そして貨物鉄産労においてはヤミ専従問題の発覚により、民主化闘争はそれぞれ大きな山場を迎えています。

一方、JR東日本においては、東日本ユニオンおよびJR Eユニオンがそれぞれ組織強化・拡大に取り組みとともに、共闘のあり方について議論を行っています。組織拡大の成果は見え、民主化闘争の取り組みが停滞している状況にあると言わざるを得ません。

こうした状況の中、JR四国労組はJR労働界の三極構造の打破、JR労働者の社会的地位の向上に向け積極的に支援行動を展開してきました。

3 JR四国労組退職者連絡会について

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に結成されました。昨年10月15日に、第13回総会を開催し、一年間の活動方針と組織運営について意思統一を図るとともに新たな役員体制を決定しました。

また、10月27日、28日に愛媛県で開催された「JR連合退職者連絡会」全国会長会議」の成功に向け、準備委員会を開催し意思統一を図るとともに役割分担を決定し取り組みの強化を図ってきました。

ト瀬戸大橋)において、「Be Active!」(「限りない挑戦 新たな未来へ」)をスローガーンに掲げ、本都青年女性会議第22回定期委員会を開催しました。

委員会では、「安全」「組織対策」「制度改善」「福利厚生」「男女平等」「ワークライフバランス」「教育活動」などについて議論し、活動方針が採択されるとともに、新たな体制を確立しました。

また、11月9日の徳島支部青年女性会議定期委員会を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会が開催され、新たな各支部体制が確立されました。

さらに、JR四国労組の次代を担う青年女性組合員の育成を図るためのユニオンスクールの開催及び組織力の向上を図るためレクレーションを開催するなど、青年女性会議の育成・強化に積極的に取り組んできました。

具体的には以下のとおりです。

(1) 各支部青年女性会議との意志疎通、連携強化を図ることを目的に、本都青年女性会議常任委員会を開催しました。

(2) 青年女性組合員を対象としたユニオンスクール「フレッシュマンコース」に「レベラアップコース」に参加し、JR四国労組の次代を担う役員の育成等に取り組みとともに支部青年女性会議主催の学習会にも積極的に参加しました。

(3) 青年女性会議情報誌「+α」(プラスアルファ)の充実を図るとともに、JR四国労組ホームページにも掲載し、青年女性会議のタイムリーな情報を掲載しています。

(4) レクレーション活動

ば組織力の向上や交流拡大を図れるのかを念頭に置き、青年女性会議自ら企画・実施しました。

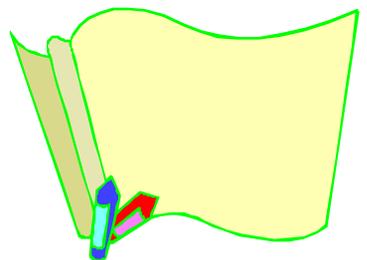
昨年7月26日には、「アークティブユース2014」を開催し、1月23日、25日には「JOYレク冬」を開催し、2015年を開幕し、組合員同士の交流拡大に努めました。

(5) JR連合青年・女性委員会に青年女性会議議長が幹事として参画することとなり、JR連合が主催する女性代表者会議や研修会等に積極的に参加しました。

JR四国労組は、第27回定期大会において「男女平等参画推進委員会」の設置を決定し、JR四国労組としての目標を設定するなど、男女平等参画推進に向けて取り組んできました。

具体的な取り組みとして、本年1月9日に「第1回男女平等参画推進委員会」を開催し、男女平等参画を推進する上での問題点の抽出、総合労働協約改訂への反映及び「第3次男女平等参画推進計画」達成に向けた課題等の解決に向けて議論を行いました。

また、近年増加傾向にある女性組合員に対し、アンケート調査を実施しました。



# 部会活動の取り組みについて

昨年8月27日に「部会三役会議」を開催し、一年間の取り組みの総括及び部会活動の充実を目指すとして部会任務の明確化に向けた意思統一を行いました。

また、業種別専門部会の「答申」作業や検証作業は、年間を通しての活動と位置づけ、本部執行委員会と各部会がより連携した取り組みを行うことを確認し、経営協議会での議論を視野に入れた取り組みを進めてきました。

- ・工務部会第29回定期委員会 平成26年12月6日
- ・本部1階会議室
- ・運輸部会第26回定期委員会 平成26年12月9日
- ・本部1階会議室
- ・営業部会第26回定期委員会 平成26年12月19日
- ・本部1階会議室
- ・関連部会第22回定期委員会 平成27年2月20日
- ・本部1階会議室

# 政策・調査活動の取り組みについて

1 政策課題の解決に向けて  
JR三島・貨物の経営安定化に向けた取り組み

JR連合は、JRが発足して25年を迎え、中長期的視点に立った政策立案が必要であるとの認識から、「JRに関わる中長期政策課題プロジェクトチーム」を結成しました。その発足を平成24年9月5日に開催し、鉄道が持続可能な発展を遂げるためにJR連合を軸とする政策立案の構築が重要であり、そのために①三島・貨物経営安定化、②貨物鉄道モデル

# 教育・広報活動の取り組みについて

シフト、③鉄道特性活性化の3PTを設定することとしました。そして、国交省やJR各社等関係団体との連携を強化しながら、中長期的視点に立った産業政策を推進していくこととし、JR四国労働組合「三島・貨物経営安定化PT」及び「鉄道特性活性化PT」に委員として参加、JR四国の経営安定化に向け取り組んできました。

- ① 三島・貨物経営安定化PT (座長：小川淳也衆議院議員)
- ② 鉄道特性活性化PT (座長：榎葉賀津也参議院議員)
- ③ ジェイアール四国バスにおける課題解決について

2 調査活動の充実強化に向けて  
2014春季生活改善闘争及び賃金到達目標への達成等の検証をはじめ、賃金政策議論に反映すべく、昨年9月に全組合員を対象とした「JR連合第21回賃金実態調査」を各級機関の協力のもと取り組みました。(回収者数1,847名 回収率83%)

# 政治関係について

1 政治関係について  
第47回衆議院選挙の取り組み結果について

JR四国労働組合は、第47回衆議院選挙候補者8名をJR四国労働組推薦候補として決定し各県協を中心として、全員当選に向けて総力を挙げ取り組みを展開してきました。その結果、民主党は73(改選前62)議席で野党第一党の座をなんとか確保しました。

# 広報活動について

1 教育活動について  
昨年8月19日に教育担当者会議を開催し、平成26年度の大方向針に基づいた具体的な教育活動実施計画等を決定しました。

- ① ユニオンスクール「プレジデントコース」
- ② ジェイアール四国バスとの団体交渉等の情報について「自動車支部ニュース」を4回発行しました。
- ③ JR四国労働組合ホームページに、「JR四国労働新聞」等の情報を公開するなど、迅速な更新に努めました。

2 広報活動について  
昨年8月19日に広報担当者会議を開催し、新聞、ニュースの正確な情報伝達について確認しました。

# ポランティア活動の取り組みについて

JR連合は、労働組合の社会的な役割に鑑み、ボランティア活動を重要な活動のひとつに位置付けて取り組んでいます。

- ・玉木雄一郎(民主党・香川県第2区)【当選】
- ・高田 良徳(社民党・香川県第3区)【落選】
- ・愛媛県協推薦候補者
- ・永江 孝子(民主党・愛媛県第1区)【落選】
- ・白石 洋一(民主党・愛媛県第3区)【落選】
- ・徳島県協推薦候補者
- ・仁木 博文(民主党・徳島県第1区)【落選】
- ・高知県協推薦候補者
- ・大石 宗(民主党・高知県第1区)【落選】
- ・武内 則男(民主党・高知県第2区)【落選】

# 共同関係について

1 共同関係について  
今年度も「連合2014年戦略平和集会」への参加や、「連合愛のキャン」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

2 共同関係について  
今年度も「連合2014年戦略平和集会」への参加や、「連合愛のキャン」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

# 福祉・共済事業活動の取り組みについて

組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必要で、そのための、JR四国労働組合の取り組みは、各種共済活動を通じて、周知活動を行ってきました。

国内外労働者との連携活動について  
大会以降、連合・交通労働組合見解を話し、執行委員会増取活動への取り組みを要請してきました。

# レクリエーション・サークル活動について

昨年8月19日に「サークル協議会運営委員会」を開催し、平成25年度の取り組み経過と平成26年度行事予定について、確認・検証を行うとともに、本部主催行事における運営方法等についても検討を重ね、より充実した活動と各級機関においてそれぞれの行事開催を行うことを確認しました。

今年度の本部主催行事は、「第24回ゴルフ大会」を10月31日に香川県まんのう町「満濃ヒルズカントリックラブ」において組合員70名参加のもと開催し、連帯と親睦を深めました。

# 当面の活動方針(案)について

※「はじめに」・「私たちを取り巻く情勢」省略

安全・安定輸送に向けた取り組みについて  
JR四国は、平成25年度事業計画において、「安全の確保」を事業運営の根幹として取り組み、「現場主義の徹底」、「組織・個人の備蓄(対応能力等)の増強」、「グループ一体となった取り組み」を重点項目として輸送安全水準の向上を図るとしています。

# 2015春季生活闘争と労働条件改善の取り組みについて

1 2015春季生活闘争を取り巻く情勢について  
連合は今春闘において、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、社会・経済の活力の源泉である「働くこと」に着目し、賃上げをはじめとして、勤労者全体の雇用・労働条件等に関する問題解決を図るとしています。

2 連合の取り組みについて  
2015春季生活闘争に臨む連合の基本的な考え

① 賃金相場の波及力を高め、未組織労働者も含め広く社会全体の底上げ・底支えを図り、格差の是正(規模間、雇用形態間、男女間)に取り組み。

② 地域経済の活性化や地域との連携のために、中小や地場企業にお

対する社会の関心度や厳しい視点を認識して、高い規範意識の下に、「安全へのチェック機能」をさらに強化する運動を展開します。



# 安全・安定輸送に向けた取り組みについて

JR四国は、平成25年度事業計画において、「安全の確保」を事業運営の根幹として取り組み、「現場主義の徹底」、「組織・個人の備蓄(対応能力等)の増強」、「グループ一体となった取り組み」を重点項目として輸送安全水準の向上を図るとしています。

2 連合の取り組みについて  
2015春季生活闘争に臨む連合の基本的な考え

① 賃金相場の波及力を高め、未組織労働者も含め広く社会全体の底上げ・底支えを図り、格差の是正(規模間、雇用形態間、男女間)に取り組み。

② 地域経済の活性化や地域との連携のために、中小や地場企業にお

対する社会の関心度や厳しい視点を認識して、高い規範意識の下に、「安全へのチェック機能」をさらに強化する運動を展開します。

ける賃上げを実現させることが重要である。

③ 家計消費の回復が求められる中、物価上昇や経済成長と整合した賃金引き上げを継続的に行っていくことが「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」のために必要である。

④ 賃金引き上げ幅については、定期昇給・賃金カーブ維持相当分の確保を前提とし、過年度の消費者物価上昇分や企業収益の適正な分配の観点、経済の好循環を実現していく社会的役割と責任を踏まえ、すべての構成組織が取り組みを推進していくことを重視し2%以上の要求を掲げ獲得をめざし、取り組みを進めていく(定期昇給相当額と賃上げ額を加えた要求は4%以上とする)。

(2) 具体的な取り組み

① 定期的な収入である月例賃金の引き上げが継続的に実施されることが必要であることから、底上げにこだわり月例賃金の引き上げを求めている。

また、個別賃金水準の絶対値にこだわる取り組みも強化する。構成組織は個別銘柄ごとにふさわしい賃金水準を設定し、その水準への引き上げを図る闘争を展開する。加えて、中小共闘において定める最低到達水準目標値の実現にこだわる取り組みを推進する。

② 企業内最賃の抜本強化を図るべく、企業内最低賃金の協定の締結拡大及び水準の引き上げを行う。

③ 一時金水準の向上・確保を図る。

④ 重要労働関係法(労働者派遣法、労働契約法、高年法)に伴うワークルールの確立に取り組みする。

⑤ 「連合中期時短方針」を踏まえて、総実労働時間の縮減をはじめとする労働時間規制の取り組みを進める。特に労働時間規制の取り組み(36協定の点検、適正化など)の取り組み、インタール規制などを実施する。

⑥ 職場における男女平等の実現

⑦ 非正規労働者の労働条件改善

⑧ 運動の両輪としての政策制度実現の取り組み

③ 闘いの進め方

すべての労働者を対象とした闘争を展開するための重層のかつ総がかりの共闘体制を構築するとともに、非正規労働者の均等・均衡処遇の重要性や集团的労使関係の必要性について社会での理解を広げていくために、社会的キャンペーンの実施など波及力のある運動を展開する。

また、産業間の経済実態を勘案した「共闘連絡会議」をより一層機能強化し、共闘内の情報交換の緊密化等の推進を図ることで総掛かり体制での闘争を展開する。

情報開示についても積極的に、相場形成と波及力強化に向けて取り組み。

さらに、非正規労働者の労働条件改善を図るべく、「非正規共闘」の強化を図る。加えて、春闘を通じた組織拡大の取り組みを展開していく(1000万連合の実現)。

② 企業内最賃の抜本強化を図るべく、企業内最低賃金の協定の締結拡大及び水準の引き上げを行う。

③ 一時金水準の向上・確保を図る。

④ 重要労働関係法(労働者派遣法、労働契約法、高年法)に伴うワークルールの確立に取り組みする。

⑤ 「連合中期時短方針」を踏まえて、総実労働時間の縮減をはじめとする労働時間規制の取り組みを進める。特に労働時間規制の取り組み(36協定の点検、適正化など)の取り組み、インタール規制などを実施する。

⑥ 職場における男女平等の実現

⑦ 非正規労働者の労働条件改善

⑧ 運動の両輪としての政策制度実現の取り組み

で取り組む初めての春闘となり。全ての加盟単組が、同じように掲げたあるべき働き方の実現を図るべく、賃金はもとより、労働時間や休日、育児・介護、福利厚生制度などあらゆる労働条件について検証し、改善を図る総合労働改善闘争に徹底してこだわり、諸労働条件の着実な改善を図っていくとします。

以上の基本認識により、2015春季生活闘争を通じて、賃金をはじめとする諸労働条件全般の改善を図り、組合員が成果を実感できるよう、加盟する全ての単組が一丸となった取り組みを展開します。

① 基本的な考え方

「賃金は最大の労働条件」との認識に立ち、ベースアップ要求による統一行動をはじめ、賃金項目全般の引き上げを図る「中期労働政策ビジョン(2014・2018)」に掲げた目標賃金水準への到達と適正な配分を求め、成果が実感できる取り組みを強化します。

② 労働時間や休暇・休日などの諸制度、福利厚生といった全ての労働条件について検証を行うとともに改善を図る総合生活改善の取り組みを徹底し、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を図ります。

③ 契約社員・パートなど非正規労働者の待遇改善とともに、とりわけ労働契約法改正を踏まえた正社員との均等・均衡処遇の取り組みを強化します。併せて未組織労働者の労働条件改善への波及など、労働組合としての社会的責任を果たすための取り組みを強化します。

④ 賃上げ要求の基本的な考え方

① 各単組は月例賃金を構成する全ての賃金項目について検証し、月例賃金総額の引き上げに徹底して拘った取り組みを展開します。

② 賃金カーブ維持分の確実な確保に取り組みするとともに、ベースアップ要求による統一行動をはじめ、賃金項目全般の引き上げを通じて、水準の改善に取り組みします。

③ 総合生活改善闘争の取り組みを加速すべく、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に資する諸手当改善に力点を置いて取り組みます。

④ 非正規労働者の正社員化はもとより、時給引き上げをはじめとする雇用・労働条件について均等・均衡待遇の実現を求めます。

⑤ 賃上げ要求の根拠

① 連合に結集する労働組合として、連合方針に徹底してこだわった闘いの展開

② 中期労働政策ビジョン(2014・2018)に掲げる目標賃金(上位目標賃金、必達目標賃金)水準と実態との乖離を踏まえた、ベースアップをはじめとする月例賃金の引き上げによる目標賃金水準への到達。なお、目標賃金水準に達した単組については、さらなる労働条件の向上を目指した賃金全体についての一層の改善

③ 各社における業績に基づく適正配分を通じて月例賃金の底上げによる労働分配率の向上を図る

④ 私たちが提供する労働の価値の再確認、月例賃金総額の向上による実質的な給与所得の増大を通じて、全てのJR関係労働者における意欲を持つて日々の業務に遂行できる環境の創出

⑤ グループ労組の賃金底上げと労働条件改善を実現するための積極的

な賃金引き上げ要求、実現を通じた波及効果の創出、及び格差是正と側面支援の強化

⑥ 賃金要求項目の集中

① 定期的な昇給相当分(賃金カーブ維持分)の確保を求めます。定期昇給は労使間で協定化されたものであり、全てのJR会社において年度初における完全実施(賃金カーブ維持)を求めます。

② JR各単組は月例賃金総額6,000円以上の引き上げを求めます。

③ そのうち3,000円については純べア統一要求を行います。

④ 純べア統一要求以外の賃金要求項目については、総合生活改善や格差是正の観点に立って各単組において判断することとしますが、各単組はワーク・ライフ・バランス実現に資する要求項目を盛り込むこととします。

⑤ 時間外割増率については、各単組が連合の目標(時間外50%、休日100%)を実現を早期に図ります。

⑥ 期末手当(夏季手当、年間臨給)については、可能な限り同時要求することとします。

⑦ 非正規労働者に関する要求

① 時間給については「誰もが時給1,000円」の実現を目指します。

② 時給引き上げについては、正社員との均等・均衡処遇を目指す観点から、40円を目安として時給の引き上げを目指します。

③ 正社員との均等・均衡処遇をめざす観点から、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化します。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保します。

④ 正社員化の制度創設を目指します。

⑤ 諸手当等(期末手当、時間外手当、通勤費など)を要求します。

⑥ 労働契約法の改正趣旨を踏まえ、正社員との均等・均衡待遇(昇給ルール、時間外割増適用、無期契約転換後における均等・均衡処遇の確保、慶弔休暇等)を要求します。

⑦ 平均基準内賃金317,130円(41歳、定昇相当分込み)

⑧ 月例賃金総額6,000円以上の引上げ

⑨ ウーうち、純べア統一要求3,000円

⑩ 個別賃金引き上げ方式

⑪ 2014年9月25日現在の賃金諸元(JR連合賃金実態調査による)

⑫ 平均基準内賃金300,700円(35歳・男子・高卒・標準労働者)

⑧ 総合生活改善(ワーク・ライフ・バランス実現)に関する要求について

① 年間総実労働時間1,800時間を目指します。

② 時間外労働等割増率について、法定割増率水準からの引き上げを求めます。特に、中小企業において1ヶ月60時間を越える時間外労働に対する150/100以上の割増率引き上げを図ります。

③ 36協定の遵守状況、特に特別条項付協定を締結している単組についてはその適宜点検を図ります。

④ 平均年休取得率90%を目指すとともに、年間取得ゼロの組合員をなくします。

⑤ 全ての単組が採用時の年休付与日数15日以上を実現します。

⑥ 半日休暇制度の回数制限撤廃を実現します。

⑦ 事業所ごとに年休取得率を把握し、適正人員の措置を通じて取得率の向上に向けた取り組みを展開します。

⑧ 育児・介護休業を取得することによる人事考課における不利益取り扱いは禁止するとともに、昇給における育児および介護休業期間除規定および昇格における欠格条項廃止を求めます。

⑨ 法定を超える育児・介護休業期間の拡充や育児・介護に係る短時間勤務制度の拡充等、看護休暇制度の拡充等といった、育児及び介護に関わる諸制度の拡充、前進を図ります。具体的には、育児・介護休業を希望する社員は、誰もが制度を利用してできるようにするための代替要員の確保と職場環境の整備、仕事と育児・介護の両立を実現させるための転勤に対する配慮措置の創設、育児休

職終了後の復帰時における仕事・職場の選択肢の拡充、特に仕事と育児の両立が可能となるよう、日勤職場の拡大等を求めます。

⑩ 60歳以降の雇用制度ならびに賃金制度については、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用を前提とした、合理性のある雇用制度と賃金制度の確立に取り組みます。

併せて、生涯獲得賃金のさらなる引き上げを目的として退職手当の改善に取り組みするとともに、第二基本給の縮小にも取り組みます。

④ グループ労組の2015春季生活闘争方針について

基本的な考え方

JR連合は、「中期労働政策ビジョン(2014・2018)」に掲げる目標賃金への到達とグループ全体での雇用確保、労働条件向上にむけて、2015春季生活闘争を構築することとします。

とりわけ、グループ会社における優秀な人材の確保と定着化に向けた環境の整備が労使間の共通かつ喫緊の課題であることから、今後のグループ会社の更なる成長と発展をめざし、雇用の維持・確保を含む「人材の確保と育成」に軸足を置いた2015春季生活闘争を展開します。

そして、「JRグループ労働者に相応しい労働環境の実現をめざす取り組み」として、①賃金の維持・向上、②総合生活改善に向けた労働条件向上、③組織化を含めた非正規労働者の均等・均衡待遇の実現を運動の三本柱に据えて取り組みます。

⑤ 賃上げ要求について

グループ87単組は、連

合の方針である「最低到達水準」へ確実に到達するとともに、JR連合「中期労働政策ビジョン(2014・2018)」に掲げる目標賃金をめざします。

① 連合の中小共闘は、賃金の格差是正や底上げ・底支えを図るため、「最低到達水準」を設定しています。その水準を必達目標と位置付け、クリアすることを目指します。

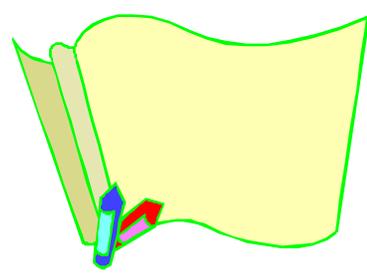
② 各単組は分科会別の到達すべき目標賃金を設定し、2018年度までに「第一四分位(Q1、必達目標値)」を必ずクリアするとともに、参考値である「中位数(Q2)」「第三四分位(Q3)」への到達をめざします。

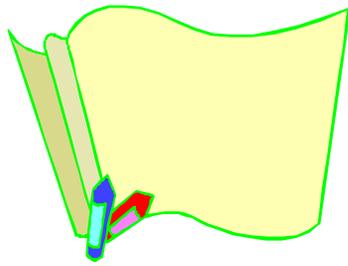
③ 具体的な要求内容

① 賃金カーブ維持を前提とした定期昇給制度の確立並びに適正運用

働く者の生活設計や人材の定着と育成、業務遂行力の向上を通じた会社の持続的発展を図る観点から、月例賃金水準の確保を求めます。定期昇給制度が確立されていない単組は、制度の確立(労使協定化)と適正運用を強く求めるとともに、制度が確立している単組については、定期昇給の実施による賃金カーブの維持を求めます。とりわけ、定期昇給制度が労使協定化されていない場合や不十分な場合は、その改善を求めます。

② 賃金カーブ維持を前提とした定期昇給制度の確立並びに適正運用





② 賃金引き上げ要求  
JR連合として一丸となつて闘う春季生活闘争を構築するため、以下の通りの賃金引き上げ要求を行います。

ア 定期昇給制度のある労組  
定昇の確保を前提に月例賃金総額の6,000円以上引き上げを目安とします。

イ 定期昇給制度のない労組  
定昇がない場合は、月例賃金総額の10,500円以上引き上げを目安とします。

そのうち4,500円を定期昇給相当分、3,000円を目安に純ベアとして求めます。加えて、3,000円以上を目安に制度改善分として求めます。

※参考 第12回グループ労組賃金実態調査結果(2014年8月実施)  
20歳未満の1歳・1年間差額 4,236円  
グループ平均賃金 24,740円(35歳・44歳、勤続8・7年)

③ 賃金到達目標水準の設定  
最低到達水準 各都道府県に符合する「連合リビングウェイジ」における水準をクリアすることを目指します。

イ 分科会到達水準  
それぞれの業種・業態に応じた第1四分位(Q1)を「必達目標値」として、その速やかな到達をめざします。Q1に到達した単組は、中位数(Q2)及び第3四分位(Q3)を「参考値」として、上位への到達を念頭において月例賃金の引き上げに取り組みます。

総労働時間の短縮、諸制度改善等総合生活改善に向けて、JR各単組と同様のテーマを掲げて取り組みます。なお、要求策定にあたっては、各単組の置かれている実態に応じた目標を各々設定し、実現を図っていくこととします。

④ 総合生活改善(ワーク・ライフ・バランス実現)に関する要求について  
総労働時間の短縮、諸制度改善等総合生活改善に向けて、JR各単組と同様のテーマを掲げて取り組みます。なお、要求策定にあたっては、各単組の置かれている実態に応じた目標を各々設定し、実現を図っていくこととします。

⑤ 契約社員の正社員化をはじめとする賃金、労働条件の改善を図るため  
具体的要求内容について  
JR四国労組は、JR連合「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」に掲げる目標賃金(上位目標賃金・必達目標賃金)を受け、我々の目指す「必達目標賃金」(全産業1千名以上の中位数)の達成に向け賃上げの闘いを展開してまいりましたが、未だ到達していません。こうした状況を踏まえ、月例賃金の改善を基本に、定期昇給の確保を絶対条件として賃金の引き上げを求めます。

⑥ 育児及び介護に関する諸制度の拡充について  
⑦ SAS治療の対応等について  
⑧ 準組合員(エキスパート社員)の多様な勤務制度の新設・拡大について  
⑨ 準組合員(契約社員)の生理・結婚の有給休暇の新設について  
⑩ 要求と回答引き出しの日程設定

⑪ 要求提出  
⑫ ヤマ場と回答指定日  
連合の設定する中堅・中小集中回答ゾーン(3月23日(31日)での回答引き出し)に向け、交渉・妥結の集中化を図ります。なお、妥結については、原則年度内、可能な限り4月中決着を目指して取り組みます。

⑬ 労働時間短縮の取り組みについて  
時短については、今日まで具体的要求を申し入れて取り組んでまいりましたが、JR四国を取り巻く厳しい経営環境の中で解決に至っていません。引き続き以下の要求を中心に取り組みしていきます。

⑭ 36条協定における時間外労働時間を年間150時間以内  
⑮ 就業規則等の制度改善の取り組みについて  
就業規則等の制度改善は、昨年の総合労働協約改訂交渉での次の未解決事項を中心に2015春季生活闘争においても粘り強く改善を求め要求していきます。

⑯ B単価、C単価、F単価等の改正について  
⑰ 扶養手当の改善  
⑱ 配偶者有給休暇・ボランティア休暇の有給化や多様な休暇制度の新設について  
⑲ 育児及び介護に関する諸制度の拡充について  
⑳ 職務手当等の改善について

⑳ SAS治療の対応等について  
㉑ 準組合員(エキスパート社員)の多様な勤務制度の新設・拡大について  
㉒ 準組合員(契約社員)の生理・結婚の有給休暇の新設について  
㉓ 要求と回答引き出しの日程設定  
㉔ 要求提出  
㉕ 2月12日(木)までに要求書を提出することとします。

① 要求の根拠  
② 厳しい経営環境の中、これを支える組合員の努力に込めるため  
③ 可処分所得の目減りによる生計の圧迫に対し、賃金引き上げによる実質的な生活改善を目指すため

④ グループ労組の賃金改善に向けて相乗効果を図るため  
⑤ 契約社員の正社員化をはじめとする賃金、労働条件の改善を図るため

⑥ 育児及び介護に関する諸制度の拡充について  
⑦ SAS治療の対応等について  
⑧ 準組合員(エキスパート社員)の多様な勤務制度の新設・拡大について  
⑨ 準組合員(契約社員)の生理・結婚の有給休暇の新設について  
⑩ 要求と回答引き出しの日程設定

⑪ 要求提出  
⑫ ヤマ場と回答指定日  
連合の設定する中堅・中小集中回答ゾーン(3月23日(31日)での回答引き出し)に向け、交渉・妥結の集中化を図ります。なお、妥結については、原則年度内、可能な限り4月中決着を目指して取り組みます。

⑬ 労働時間短縮の取り組みについて  
時短については、今日まで具体的要求を申し入れて取り組んでまいりましたが、JR四国を取り巻く厳しい経営環境の中で解決に至っていません。引き続き以下の要求を中心に取り組みしていきます。

⑭ 36条協定における時間外労働時間を年間150時間以内  
⑮ 就業規則等の制度改善の取り組みについて  
就業規則等の制度改善は、昨年の総合労働協約改訂交渉での次の未解決事項を中心に2015春季生活闘争においても粘り強く改善を求め要求していきます。

⑯ B単価、C単価、F単価等の改正について  
⑰ 扶養手当の改善  
⑱ 配偶者有給休暇・ボランティア休暇の有給化や多様な休暇制度の新設について  
⑲ 育児及び介護に関する諸制度の拡充について  
⑳ 職務手当等の改善について

㉑ 準組合員(エキスパート社員)の多様な勤務制度の新設・拡大について  
㉒ 準組合員(契約社員)の生理・結婚の有給休暇の新設について  
㉓ 要求と回答引き出しの日程設定  
㉔ 要求提出  
㉕ 2月12日(木)までに要求書を提出することとします。

㉖ 山場と回答指定日  
連合の設定する先行組合回答ゾーン(3月16日(3月20日)「最大のヤマ場3月18日」)、中堅・中小集中回答ゾーン(3月23日(3月31日)「最大のヤマ場3月18日」)の回答引き出しに向け、交渉・妥結の集中化を図ります。なお、妥結については、原則年度内、可能な限り4月中決着を目指して取り組みます。

① 基本的な考え方について  
JR四国労組の2015春季生活闘争は、連合、JR連合の方針を基本に、

① 安全・安心輸送に向けた取り組み  
② ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

③ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
④ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑤ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑥ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑦ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑧ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑨ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑩ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑪ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑫ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑬ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑭ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑮ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑯ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑰ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑱ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑲ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑳ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

① 安全・安心輸送に向けた取り組み  
② ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

③ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
④ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑤ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑥ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑦ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑧ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑨ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑩ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑪ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑫ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑬ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑭ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑮ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑯ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑰ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑱ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑲ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑳ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

① 安全・安心輸送に向けた取り組み  
② ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

③ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
④ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑤ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑥ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑦ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑧ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑨ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑩ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑪ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑫ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑬ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑭ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑮ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑯ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑰ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑱ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑲ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑳ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

① 安全・安心輸送に向けた取り組み  
② ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

③ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
④ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑤ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑥ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑦ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑧ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑨ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑩ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑪ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑫ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑬ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑭ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑮ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑯ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑰ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑱ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑲ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑳ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

① 安全・安心輸送に向けた取り組み  
② ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

③ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
④ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑤ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑥ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑦ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑧ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑨ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑩ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑪ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑫ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑬ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑭ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑮ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑯ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑰ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑱ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑲ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑳ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

① 安全・安心輸送に向けた取り組み  
② ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

③ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
④ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑤ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑥ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑦ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑧ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑨ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑩ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑪ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑫ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑬ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑭ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑮ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑯ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑰ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑱ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑲ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑳ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

① 安全・安心輸送に向けた取り組み  
② ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

③ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
④ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑤ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑥ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑦ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑧ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑨ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑩ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑪ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑫ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑬ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑭ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑮ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑯ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑰ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑱ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

⑲ 安全・安心輸送に向けた取り組み  
⑳ ジェイアール四国バスの充実・強化の取り組みについて

の自由な発想に基づく活動の充実を図り、組織の強化に向けて「明るく・楽しく・元気よく」ステップアップすることを目指します。

### 男女平等参画推進の取り組みについて

「男女平等参画推進委員会」を基軸に、JR連合の「男女平等参画推進計画」及び「男女平等参画行動計画」で掲げる課題等の解決や目標の達成に向け、引き続き議論し、取り組んでいきます。

### 政策・調査活動の取り組みについて

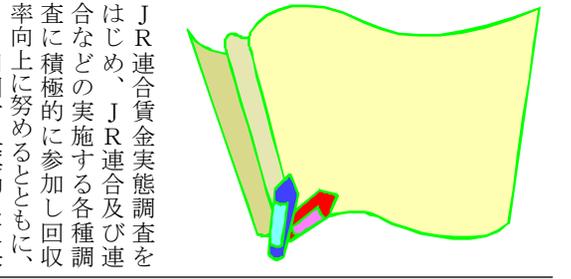
#### 1 政策課題の解決に向けて

諸課題の解決や政策の実現に向けて、JR連合をはじめ、JR連合国会議員懇談会及び21世紀の鉄道を考える議員フォーラム並びに「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」との連携をさらに強化し、

#### 2 調査活動の充実強化に向けて

激変する社会環境の変化に伴い、労働環境も大きく変わる中、幅広く組合員の意見集約を行う調査活動の充実・強化が求められています。今後も実施が予定されている、

- (1) JR四国の経営安定化に向けた取り組みについて
- (2) 高速道路料金施策への対応について
- (3) 鉄道の抜本的高速化に向けた取り組みについて
- (4) 交通重点政策実現に向けた取り組みについて
- (5) 「中期労働政策ビジョン(2014～2018)」実践の取り組み
- (6) ジェイアール四国バスにおける課題解決について
- (7) 交通政策基本法の有効活用に向けた取り組みについて



### 教育・広報活動の取り組みについて

JR四国労組運動をさらに継承・発展させていくため、魅力ある教育活動に取り組みしていきます。なお、今後の主な取り組みについては次のとおりです。

### 第1回 男女平等参画推進委員会開催

1月9日(金) 13時30分より本部1階会議室で「第1回男女平等参画推進委員会」を開催した。委員会では、引き続き「レディースミーティング」をはじめとする学習会等の場を通じて、男女平等参画推進についての理解を深めていくとともに、各種制度改善に向けて女性の立場から継続して提言を行っていくこと等を確認した。



また、近年増加傾向にある女性組合員に対するアンケート調査の実施に向けて意見交換を実施した。

### 2 広報活動について

「JR四国労組新聞」については、引き続き、各種会議や行事の内容及び各級機関の活動など、組合員と密着した記事に重点を置き、親しみやすい紙面づくりを行います。また、「JR四国労組ニュース」や「自動車支部ニュース」もタイムリーでわかりやすい内容として発行します。

### ボランティア活動の取り組みについて

青年女性会議を中心とした「鉄道版交通安全教室」を計画するとともに、全組合員の誰もが参加できる活動として実施している「プルタブ回収」も継続して取り組んでいきます。

### 政治・共闘の取り組みについて

政治活動について JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」やJR連合国会議員懇談会、JR四国労組議員団会議、21世紀の鉄道を考える議員フォーラムのメンバーと連携し、総合交通政策の実現や、具体的な課題の解決に向けて政治活動を展開します。

### 2 共闘関係について

連合・交運労協 連合四国ブロック・四国交運労協の提唱する国民運動等の諸行動に積極的に参加することを通じて、JR連合運動を地域に浸透させる取り組みを行います。

### 第6回本部執行委員会開催

1月9日(金) 14時30分より本部1階会議室で「第6回本部執行委員会」を開催した。経過報告と議事については次のとおり

- ・ 経過報告
- ・ 組織の強化拡大(本部)
- ・ 運輸部会定期委員会
- ・ 工務部会定期委員会
- ・ 営業部会定期委員会
- ・ 青女(愛媛支部青女定期委員会)
- ・ 財政(第3回組織・財政専門委員会)
- ・ 男女(第1回男女平等参画推進委員会)
- ・ 第1回犠牲者救済委員会
- ・ 教育(ユニオンスクール「レベルアップ」コース)
- ・ 共闘(四国交運労協定期委員会)
- ・ JR四国グループ労働組合連合会定期大会(JR連合)

- ① JR四国労組「新春セミナー・新春交歓会」の開催について
- ② 第28回定期本部委員会の議案書について
- ③ 第28回定期本部委員会の役割分担について
- ④ JR連合四国地方協議会第23回定期委員会の開催について
- ⑤ レディースミーティングの開催について

- ⑥ ユニオンスクール「ニューリーダーコース」の開催について
- ⑦ ユニオンスクール「ステップアップ」コースの開催について
- ⑧ JR四国労組第13回ボウリング大会の開催について
- ⑨ 当面するスケジュールについて
- ⑩ その他



- ・ グループ分科会PT
- ・ 自動車連絡会幹事会
- ・ 組織戦略会議

- ・ JR連合第27回中央委員会について
- ・ 各県協定期委員会・春闘討論集会の開催日程について
- ・ 青女「冬季レクレーション」の開催について

第2回男女平等参画推進委員会及び第1回本部組織対策委員会、並びに次期(第7回)執行委員会の開催について

### ユニオンスクール開催

本部は、12月20日(土)本部1階会議室において青年女性会議役員を対象にしたユニオンスクール「レベルアップ」を総勢28名参加のもと開催した。四国各地より集まった受講生は「労働組合の目的と機能」「組合組織の運営」「国鉄からJRへの歴史」「JR四国労組の取り組み」「政策課題解決に向けた取り組み」等について本部の浅岡書記長、眞鍋教育部長の講義に熱心に耳を傾け、

今後の労働運動の在り方について学びレベルアップを図った。

